区のおしらせ No.428

昭和49年11月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

江戸姿千代田賑

千代田まつりの行事の一つとして今年始めて行なわれた江戸姿千代田賑。靖国神社境内でも多くの観客を集めて江戸の賑わいが披露されました。(写真は梯子乗り)

避難道路に案内板を取付けます

地震災害などのときに広域避難場所へ避難するための道路（避難道路）が指定されていますが、この道路に〝案内板〟を取付けることになりました。

案内板は、三つの避難道路の進行方向左側にほぼ二五〇㌢おきに取付けます。

また、避難場所の入口付近にも〝避難場所案内図板〟を取付けます。

取付ける道路と本数

・外神田から須田町―小川町―神田橋―大手町―大手門―皇居東御苑入口（十三本）

・中央区との区境から新常盤橋―東京駅丸の内口前―和田倉門―皇居前広場（五本）

・中央区との区境から鍛冶橋―東京都庁前―馬場先門―皇居前広場（三本）

取付工事は十二月中に行なわれ、工事期間中は何かとご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問合せ 環境部防災課

青果物消費者サービスデー

販売日は毎月第1・第3木曜日

12月は 5日(木)と19日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売

販売日は毎月第4火曜日

11月26日・12月24日

黄色いノボリのお店で

消費生活専用苦情電話

消費生活の苦情はなんでも

262－9669

5時すぎ、日曜・祝日でも用件を録音しますので電話はいつでもどうぞ

モニター制度が発足

区政についての意見や要望を聞かせてもらうためのモニター制度が発足しました。

四十八名の応募者の中から、提出された作文の内容や男女別、年令、地域、職業別などを考慮して三十名の方（男十二、女十八名）がモニターに選ばれ、十月二十三日に初会合が行なわれました。

当日は、初顔合せの後、区役所庁舎内を見学し、引続いて、各部長から区政の現状についての説明を受け、モニターの自己紹介等が行なわれました。

また、十一月十三日には、モニターの方に区の施設を知ってもらおうと体育館・児童館・保育園など九施設をめぐる見学会も行なわれました。

なお、モニターの方にはこのほか、モニター会議、アンケートの回答、意見、要望の提出等の活動をしてもらうことになっています。

区議会議事堂を見学する区政モニターのひとたち

岩本町二丁目 児童遊園が開園

千代田区で二十七番目の児童遊園〝岩本町二丁目児童遊園〟が開園しました。

十一月十六日に開園式の行なわれたこの児童遊園は、面積約二百平方㍍の中に砂場、ステージ（落書黒板付）、水呑場などがあり、約六十本の樹木でかこまれています。

●初期消火の訓練を（消火バケツの使い方）

バケツ一杯の水でも有効な初期消火の消火剤になります。

この初期消火に役立ててもらおうと、区では各家庭に三角形の消火バケツを無料で配付しましたが、いざというときのために消火バケツの使い方を習熟しておきましょう。

投水の方法

・キャップをはずし、目的物（火）に向って下から上におし出すように投水する。

・五回から六回に分けて水が出るので、あわてずに火元に向って投水する。

・火が強いときには、少しはなれて火勢がおとろえたら近づいて投水する。

・石油ストーブの火は消せますが、天ぷら油など、油に火が入ったときは〝水〟でなく雑布やフタなどをかけて消火する。

また、消火バケツの中の水は、非常時の飲料水としても使用できますから、つぎのことに心がけてください。

・消火バケツの容器はいつもきれいにしておき、水を入れるときは手を洗ってから。

・かならず水道の水を使用し、蛇口から直接入れる。

・キャップは固くしめておく。

・水は、三日に一回は取りかえる

・取りかえる水は、消火の練習や掃除などに使いムダにしない。

また、消火バケツの置き場所は室内のなるべく日の当らない、風とおしのよい所を選び、また誰の目にもとまる、使用に便利なところに置いてください。

千代田まつり

十月十日の区民体育大会を皮切りに始まった〝千代田まつり〟も盛況のうちに全行事を無事に終わりました。

ことしは特に区商店街連合会等が中心となって企画された、江戸姿千代田賑が、江戸の風俗をくりひろげ観衆の目を引きました。

これは、江戸の情緒や賑いを再現したもので、十月二十六日の昼さがり、火消し装束に身をかためた「江戸消防記念会」のひとたちが、区内四か所で梯子乗りなどの演技を行ないました。

また、靖国神社境内では音楽隊パレードと合流して、ブラスバンド演奏、纏、手古舞、木遣り、神田ばやし、梯子乗りがつぎつぎに披露され、観客のみなさんから盛んな拍手を受けました。

15回目を迎えた古本まつり(第1会場：神保町交差点)

町の中に踊るまとい

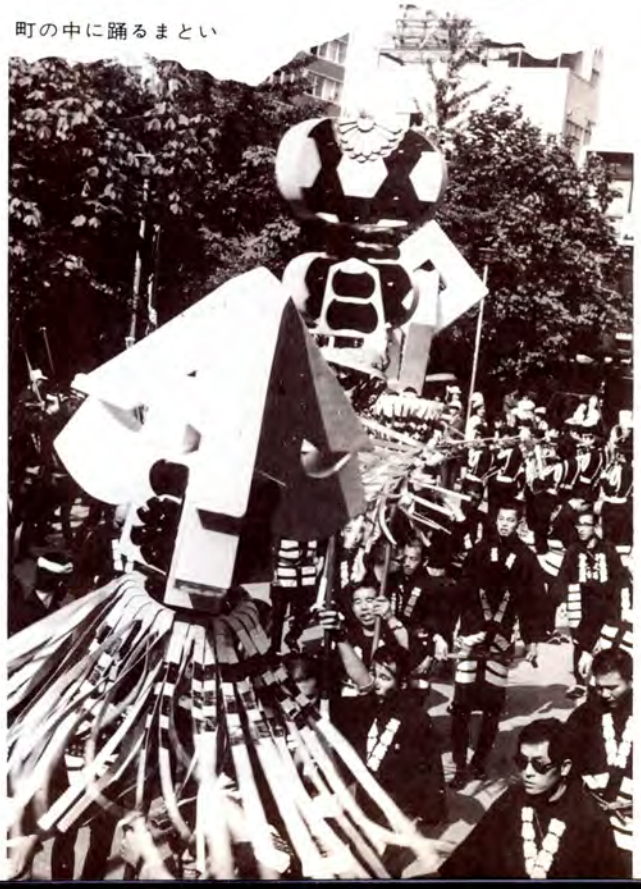

区内の娘さんたちによる手古舞(靖国神社で)

区内目抜通りを行進する音楽隊パレード

区財政のあらまし

《49年度上半期　4月11日⇒9月30日》

予算額(一般会計)は90億8100万円

昭和四十九年度上半期（四月一日から九月三〇日まで）区の財政状況が公表されましたが、このうち予算概要と、その執行状況、区民税の負担状況などについてお知らせします。

九〇億八千万円。この額は九月末日現在の千代田区の一般会計予算額です。

千代田区の収入のうち、特別区税の占める割合は約七〇パーセント六十二億八千万円で、そのうち、みなさん方が直接、納める特別区民税は三十四億円となっています。

これらの税金が、どの様に、みなさん方に還元されているかを知ることは大変重要なことです。

今年度の予算は、「区民福祉施策の充実と弱者対策」を基軸に編成されています。

↖それらの主な施策の中には、老人福祉対策として、無料入浴券の交付、老人福祉センターの建設、老人クラブ助成金の増額、防災対策としては災害用備蓄物資の整備・充実、三角バケツの全世帯配布などがあります。

また生活環境の整備のため、公園・児童遊園新設・改良、緑の実態調査、街路の緑化などもり込まれたほか、教育施設の充実にも重点がおかれています。

なお、今年度の都区財政調整が六月に決定し、千代田区は三八二四万八千円の納付金を都に納めることになりました。

国民健康保険事業会計の予算額は八億三五〇〇万円で、そのうち七億六五〇〇万円が、保険給付費として医療機関に支払われています。↙

●予算額と収入済額・支出済額との比較（昭和49年9月30日現在）

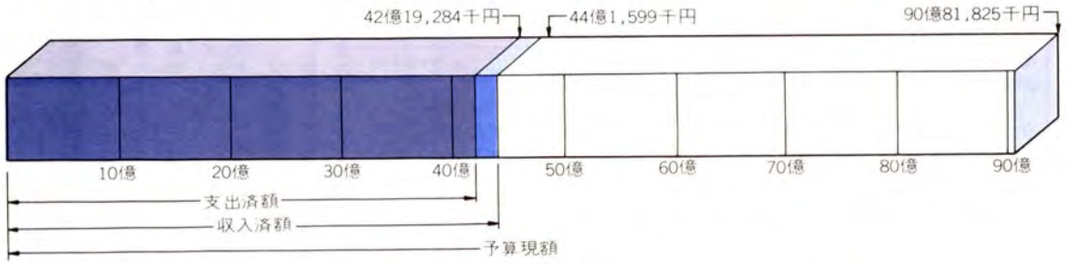

●特別区税の内訳（予算）
（単位：千円）

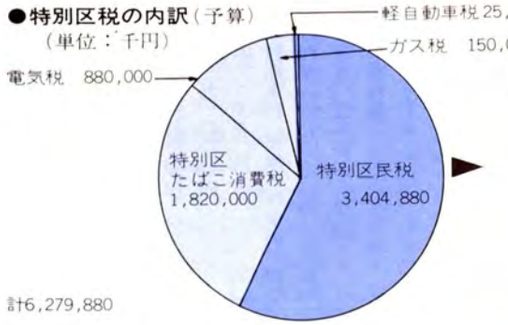

●区民税の負担状況（9・30日現在）

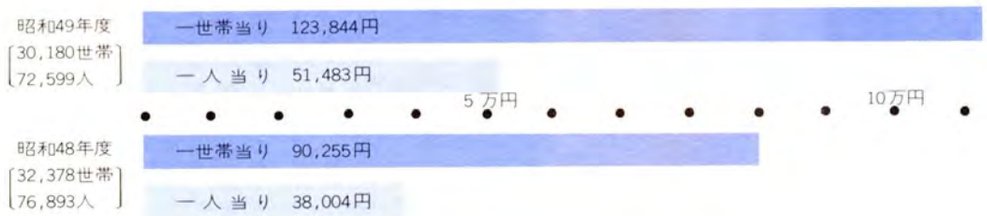

●区有財産
（昭和49年9月30日現在）

種別		総計	摘要
公有財産	土地	205,236.24㎡	庁舎、小中学校、公園等の敷地
	建物	171,117.36㎡	庁舎、小中学校校舎等
	有価証券	20,383,060円	株式、社債等
	出資による権利	1,000,000円	温泉受給権　4口
物品		121件	自動車、通信機械器具、事務用器具
基金		991,450,239円	区民福祉厚生基金、用品基金

国民健康保険事業会計　**●昭和49年度予算の収入及び支出**

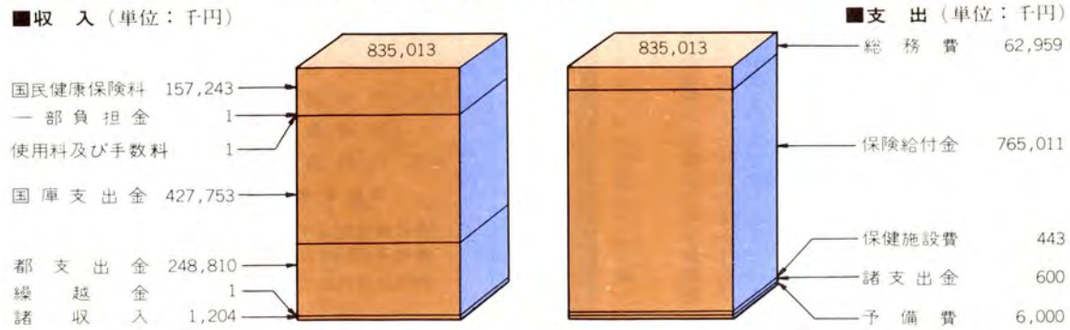

一般会計　**●昭和49年度予算の収入及び支出**

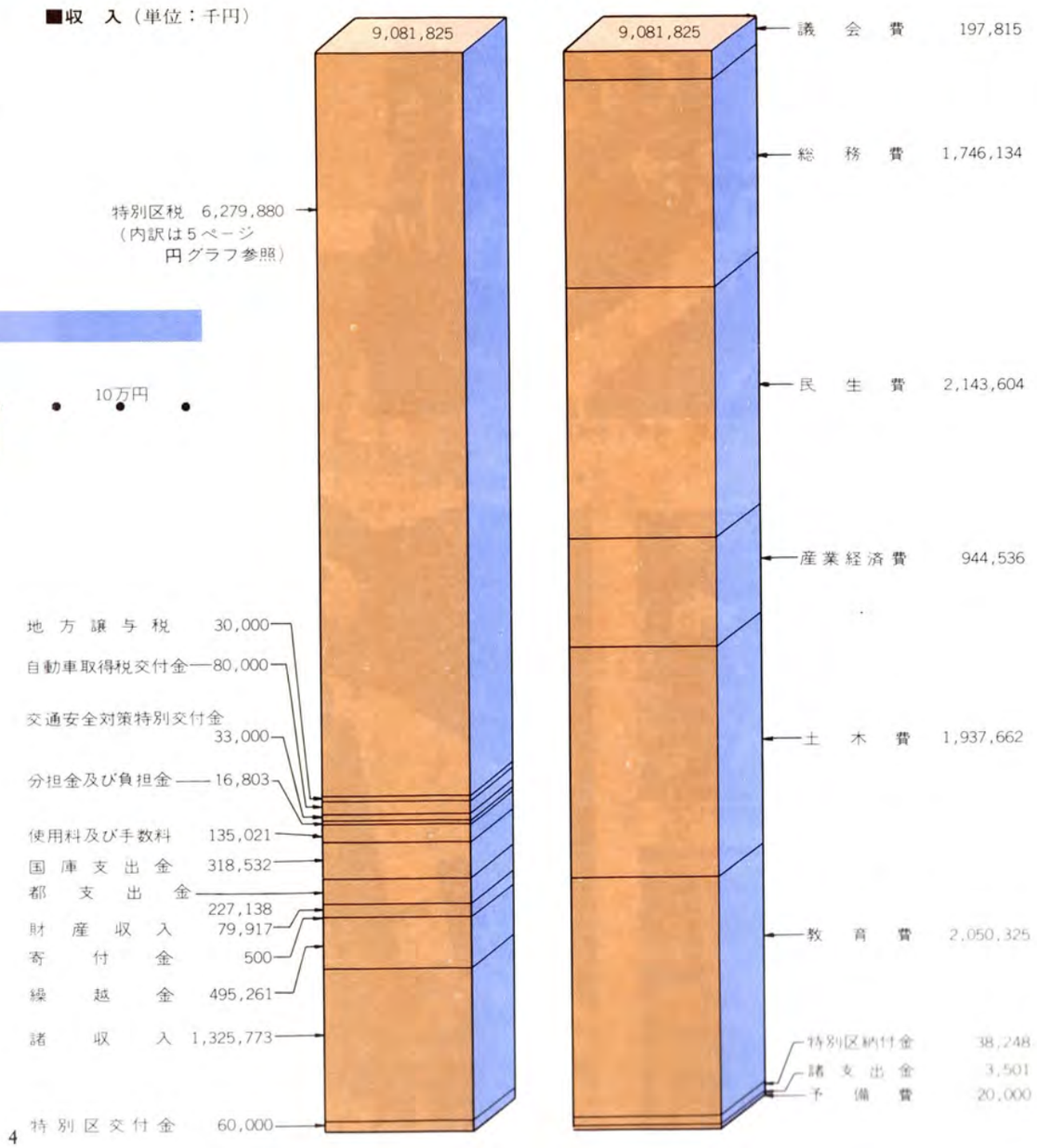

年末年始の区民相談

区では、無料の区民相談を行なっていますが、十二月と一月の相談日はつぎのとおりです。

なお、交通相談（毎週月・水・金）と一般相談（休日を除く毎日）は、年末・年始以外は相談に応じていますので、ご利用ください。

相談名（担当者）		相談日	相談内容
法律相談（弁護士）		12月－4日・11日 1月－22日 午後1時～4時	借地・借家・金銭の貸借相続など法律上のこと
商工相談	税務相談（税理士）	12月－5日・12日 1月－16日・23日 午後1時～4時	税務・経理上の問題に関すること
	経営相談（経営士）	（12月は休み） 1月－21日 午後1時～4時	企業の経営に関すること
人権相談（人権擁護委員）		12月－10日 （1月は休み） 午後1時～3時	人権侵害など身の上に関すること
行政相談（行政相談委員）		12月－2日 （1月は休み） 午後1時～3時	国・都・公団・公社・公庫への苦情・要望など
電電相談（電電公社職員）		12月・1月とも休み	電話・電報に関すること
交通相談（交通相談員）		毎週月・水・金 午前9時～午後4時	示談の方法・損害賠償・慰謝料・責任保険など
一般相談（区職員）		毎日午前9時～午後5時 土曜日は正午まで 日曜・祝日は休み	区政に関する意見・要望 日常生活一般の相談

区民葬儀券のご利用を

区では、特別区（東京二十三区）が指定業者と協定して市価より安い料金で利用できる「区民葬儀券」を発行しています。

利用希望者は、戸籍課か出張所の窓口で「区民葬儀券」をもらい、指定業者と相談してください。

指定業者の一覧表も窓口にあります。

●**葬祭料**（市価の一割程度割引）

A　七五、〇〇〇円
B　三九、〇〇〇円
C　二六、五〇〇円

●**霊柩車料**（運輸省料金の二割引）

特別車　六、〇〇〇円（十時まで）
普通車　三、一二〇円（　〃　）

●**火葬料金**（一割引）

最上等　大人　一一、七〇〇円
上等　大人　八、五五〇円
中等　大人　二、七〇〇円

●**遺骨収納容器料**

大人用　四、二五〇円
小人用　一、一五〇円

問合せは、福祉課厚生係へ

大気のよごれ10月の数値

○亜硫酸ガス（SO_2）

区役所前…0.02p.p.m.　都庁前…0.03p.p.m.

○一酸化炭素（CO）

区役所前…3.4p.p.m.　神保町交差点…9.5p.p.m.

環境基準

亜硫酸ガス（SO_2）→1日平均が0.04p.p.m.以下

一酸化炭素（CO）→8時間平均が20p.p.m.以下

12月の休日診療当番医

1日	米良内科	神田鍛冶町3-7	252-1801
	福田医院	五番町6	261-8727
8日	導和医院	外神田3-14-12	251-4577
	東京警察病院	富士見2-10-41	263-1371～4
15日	九段下クリニック	神田神保町3-9	262-3025
	永井医院	九段南4-6-13	261-1777
22日	三崎町医院	三崎町2-16-5	261-7446
	麹町胃腸クリニック	麹町3-4 啓ビル3F	264-0080
29日	大塩医院	神田淡路町2-6	251-6878
	柳下医院	平河町1-7-4	261-1261
30日	坪井医院	神田和泉町1	866-7815
	都築医院	九段北1-5-1	261-7116
31日	代田医院	外神田6-12-3	831-5779
	日比谷病院	内幸町1-3-2	502-7231

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診料についての問合せはいつでも区役所か出張所へどうぞ。

くらしの豆知識

既製服の選び方

既製服のよい点は値段が手ごろで、自分の好みのデザインをすぐ着られることです。

最近、ますますその需要が増し、それにつれてデザイン・サイズも豊富になりました。

既製服を購入するとき、注意したい点がいくつかあります。

・デザイン、色、柄、予算などをだいたい決めてから、いろいろな店をまわって選ぶ

・自分のサイズ・体型の特徴をよく知っておく

・寸法表示、繊維材名、洗たく、アイロンなどの表示をよく確かめる

既製服の規格は、JIS規格でサイズなどが決められていますが、まだまだ統一されているとはいえません。

また、専門店によっては、サイズの表示方法が違うところもありますから、実際に着てみることも必要でしょう。

少しサイズが合わない場合は、寸法直しが可能かどうかも確かめましょう。

ハカリの定期検査

ハカリの定期検査が行なわれます。「取引」、「証明」に用いられる〝ハカリ〟は計量法によって年一回定期検査を受けることになっています。

今年の定期検査はつぎのような日程で開かれます。検査は必らず受けましょう。

くわしいことは、商工課商工係までお問合せください。

時間は、東京都計量検定所は午前九時半より午後四時半まで。その他の場所は午前九時半から午後三時までです。

11月22日(金)	区立麹町小学校
11月25日(月)	区立富士見小学校
11月26日(火)	区立小川小学校
11月27日(水)	区立神田小学校
11月28日(木)・29日(金)	区立今川小学校
12月 2 日(月)	区立佐久間小学校
12月 3 日(火)	丸の内分室
12月 4 日(水)・ 5 日(木)	神田市場
11月22日～12月25日	東京都計量検定所

卓球選手権大会

第二十一回千代田区硬式卓球選手権大会をつぎのとおり開催します。ふるって参加してください。

●とき 十二月八日(日) 午前九時から

●ところ 区立総合体育館

●種目 ・シングルス(男子、女子、壮年男子(三十五歳以上)壮年女子(三十歳以上))

・ダブルス(男子、女子、混合)

●申込み 十一月二十五日(月)正午までに社会教育課体育係まで申込んでください。

●問合せ 社会教育課体育係

総合体育館からのお知らせ

体育館の剣道場・弓道場・プールは、改修工事のため来年1月10日(金)から31日(金)まで使用できなくなります。ご注意ください。

十二月の野外こども会

十二月の野外こども会は、ゲームや力くらべ、それにサンタクロースからのプレゼントもあります。

時間は午後二時から、雨天・強風の場合は中止します。

二日 錦華公園(錦町(児)と合同) **三日** 芳林(児) **四日** 心法寺(児) **五日** 西神田公園(三崎町(児)、神三(児)と合同) **六日** 住友銀行地下ホール(神田駅前地区) **十日** 東郷公園 **十一日** 竜閑(児) **十二日** 北の丸公園(竹平町、築土神社と合同) **十三日** 淡路公園 **十七日** 神田公園 **十八日** 佐久間公園 **十九日** 平河町(児) **二十日** 和泉橋区民会館区民集会室(柳森神社(児)地区) **二十一日** 富士見児童館(富士見出張所下、堀留北(児)、飯田橋町会地区)

十二月の老人のつどい

富士見出張所地区……四日
富士見福祉会館
番町出張所地区……九日
番町区民会館老人娯楽室
神保町出張所地区……十日
神保町区民会館老人娯楽室
万世橋出張所地区……十一日
万世橋区民会館老人娯楽室
神田公園出張所地区……二十一日
神田公園区民会館老人娯楽室
和泉橋出張所地区……二十一日
和泉橋区民会館区民集会室

時間は、いずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

わたしの便利帳をお届けしました

一九七四年版の「わたしの便利帳」が出来上がり、今月中旬までにみなさんの各家庭にお届けしましたのでご利用ください。

もし、届いていないときは、企画室広報係までご連絡ください。すぐお届けします。

なお、「わたしの便利帳」は、各出張所の窓口にもあります。

中小企業相談所が移転します

区役所三階の商工課内にある「東京商工会議所中小企業相談所千代田区支所」が、十二月二日(月)からつぎのところに移転します。

移転先

東商ビル一階(丸の内三―二―二) ☎二八三―七五七六

なお、十一月三十日(土)までは、区役所三階で相談を受付けます。

児童館だより(十二月)

●神田児童館

映画会 「ピノキオの宇宙大冒険」「パンダの話」 十二月七日(土) 午後二時から

●西神田児童館

年忘れハッスル会 劇、歌、ゲーム、落語などみんなで計画をたてて楽しい会にしましょう。十二月二十一日(土)

くわしいことは児童館で

●富士見児童館

第二回ピンポン大会 十一月三十日(土) 午後二時三十分から、小学生、中学生、お母さん、お父さんで個人戦、ダブルス戦を行ないます。申込みは児童館へ

新住居表示(有楽町一・二丁目)の表示板を取付けます

来年一月一日から有楽町一・二丁目の新住居表示が実施されますが、十二月上旬に区の職員が新住居の表示板を取付けにうかがいますので、ご協力をお願いします。

住居番号表示板（戸番票）

各戸・各建物の住居番号を表わすもので門柱、玄関、入口など見やすい所に取付けます。

町名表示板

町名をわかりやすくするために住居番号に並べて取付けます。

街区表示板

町名と街区符号をわかりやすくするために、各街区のかどにある建物などの見やすいところに取付けます。

問合せは、区民部住居表示課へ

街区表示板

千代田区 有楽町 一丁目 9

町名表示板

千代田区 有楽町 一丁目

住居番号表示板

街区符号 住居番号

9 − 2

子どもの教育相談は教育研究所教育相談室へ

幼児から高校生までの教育について、あらゆる相談を受付けています。

内気やわがままなど、こどもの小さな問題も、話し合ってみると家族みんなで生活全体を見直していかなければならない大きな問題の糸口であることがよくあります。

相談はつぎのように行なわれます。

・直接電話で申込み、相談の日時を予約する。

・一回目の面接は、お母さんと子どもの問題点について話合う。

・二回目から、こどもとお母さんの両方に専門家がつき、約一時間の予定で話合う。

費用は無料です。昨年度は、延べ一一〇名のひとがこの教育相談を利用されました。

教育相談室 ☎二五六−八四四六

ゴミも一緒に買っている ——過剰包装追放——

32 江戸八百八町の範囲

城下町造りの計画にしたがって町並みも比較的よく整っていた江戸八百八町も明暦の大火（一六五七）を境に、その発展の様相は次第に複雑になっていきました。

市街の発展の方向は、一方では外辺部に拡大していく方向をたどり、他方では既に成立している町地内部の市街状態の複雑化となって現われています。

本所、深川の開拓、築地の埋立てなどで外に向って拡がる一方、それまで場末に置れていた寺社のまわりも町化してゆきました。

延享二年（一七四五）には寺社門前や境内約六七〇か所が町奉行支配に移管され、江戸の範囲も大体落着いています。この時の町数は一六七八町もありました。この時の江戸の範囲は大体明治初年の東京市十五区の範囲と同じです。

神田・麹町でも門前地が町方に移管されています。麹町永田馬場山王門前（山王権現関係）、麹町竜眼寺門前（平河天神関係）、神田小柳町一・二・三丁目、神田平永町、神田八軒町、神田黒門町、神田六軒町、神田相生町（以上東叡山寛永寺関係）、神田明神門前、神田明神西町、同裏門前（神田明神関係）の十一か町です。

明暦の大火の前、寛永の頃までに成立していた町は約三〇〇町。この町々を、これ以後江戸の発展で町に組入れられた町と特に区別して「古町」と呼ばれていました。幕府からも特別の取扱いを受け、当時大変名誉なことだった城中で催される能の見物も許されていたということです。

神田・麹町は、もちろん古町に属する地域内です。

ところで幕府の決めた江戸の境界はどこまでだったのでしょうか。江戸時代に出版された多数の地図を探してもどこにもありません。

実は決っていなかったのです。これは一見不思議なようですが、幕府時代、現実には江戸をひとつの行政区画として確定する必要がなかったからです。というのは、江戸の行政が一元的ではなく、支配が町方、寺社地、武家地などで分割されていたからで、役向が必要に応じて地域区分を設定して支配していました。

しかし、幕府も、幕末に近い文政元年（一八一八）必要から江戸の範囲を決めています。これによると、大体東は中川まで、北は荒川、石神川下流、西は神田川上流、西は神田上水、南は品川、目黒川までとなっています。

は寛永（1624−1643）初年の市街　は延宝（1673−1680）年間の市街。明暦の大火後の拡大で大江戸の形ができました。